

資料7-1(訪問系・相談支援系)	令和3年3月24日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

令和2年5月11日

市内特定相談支援事業者 様
市内障害児相談支援事業者 様

千葉県保健福祉局高齢障害部
障害福祉サービス課長

新型コロナウイルス感染症に係る計画相談支援及び障害児相談支援事業の取扱いについて

標記の件について、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）（令和2年4月28日付け事務連絡・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）」等を受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から計画相談支援及び障害児相談支援事業を実施する場合の取扱いについて、下記のとおりとします。なお、この通知による取扱いは新型コロナウイルス感染症が収束するまでの臨時的な取扱いとなりますので、ご注意ください。また、詳細についてQ&Aを作成しましたので、別紙をご確認ください。

記

現在第9報まで出ています。

掲載場所は本通知項番3（4）を参照。

1 サービス利用支援（計画作成）

（1）アセスメント

通常は居宅への訪問面接で行うサービス利用支援のアセスメントについて、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対し、電話等の方法により行うことが可能です。

ただし、訪問面接によらない電話等の方法によるアセスメントは、利用者の状況の把握が適切になされないおそれがある点を認識し、この点を補うような丁寧な聴き取りと記録に努めていただくようお願いします。

（2）サービス担当者会議

招集して行うサービス担当者会議の開催についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行うことが可能です。

ただし、文書等（メール又はFAX等）でサービス担当者会議を実施する場合は、事業所からの一方的な照会文の送付のみでは実施したことにはならず、送付先の事業所からの回答、意見等を受け、記録に残す必要がありますので、ご注意ください。

（3）電話等の方法による実施の判断

感染拡大防止を考慮した利用者等からの申出、相談支援事業所又はサービス提供事業所等の判断のいずれかがあった場合に、電話等の方法により行うことを可能とします。

（4）留意事項

電話等の方法により行うこと理由等について利用者等に丁寧に説明するとともに、通常の記録に加え、その理由及び実施方法についても記録してください。

2 継続サービス利用支援（モニタリング）

（1）モニタリング

通常は居宅への訪問面接を行うモニタリングについて、利用者等に対し、電話等の方法により行うことが可能です。

ただし、訪問面接によらない電話等の方法によるモニタリングは、利用者の状況の把握が適切になされないおそれがある点を認識し、この点を補うような丁寧な聴き取りと記録に努めていただくようお願いします。

※モニタリングとは、利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに、居宅への訪問面接を行い、サービス等利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜を行うとともに、新たな支給決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定に係る申請の勧奨を行うものです。

（2）電話等の方法による実施の判断

感染拡大防止を考慮した利用者等からの申出、相談支援事業所又はサービス提供事業所等の判断のいずれかがあった場合に、電話等の方法により行うことを可能とします。

（3）モニタリング月の変更

新型コロナウイルス感染症への対応を理由に、モニタリング月を変更する場合は各区高齢障害支援課へモニタリング月の変更申請は行わずに下記のとおり届出書をご提出ください。ただし、モニタリング月を設定月の翌月に変更する場合、届出書の提出は不要です。

ア 提出書類

「新型コロナウイルス感染症に係る継続サービス利用支援のモニタリング月変更届出書（千葉市参考様式）」

イ 提出先及び提出方法

障害福祉サービス課 地域支援班宛てにメール又は FAX

E-mail : shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp FAX : 043-245-5630

※モニタリング報告書の提出先（各区高齢障害支援課）とは異なりますのでご注意ください。

ウ 提出期限

請求月の17日必着（当日が閉庁日の場合は翌開庁日）

※該当月の請求について期限までに届出書の提出がなされない場合は、原則として返戻となりますのでご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症への対応ではなく、利用者の心身の状態及び生活環境の変化等によりモニタリング期間の変更を提案する場合等（例えば6月から毎月モニタリングに変更する）は、通常通り事前にモニタリング月の変更手続きが必要となりますので、各区高齢障害支援課にご相談ください。

（4）留意事項

電話等の方法により行うことの原因等について利用者等に丁寧に説明するとともに、通常の記録に加え、その理由及び実施方法についても記録してください。

また、サービス等利用計画の実施状況の把握を目的としない相談（通常、基本相談に位置付けられるもの）について電話で対応したことだけをもって継続サービス利用支援費として請求することはできませんので、ご注意ください。

3 共通事項

(1) 利用者同意署名欄の取扱い

サービス等利用計画案、サービス等利用計画（本計画）及びモニタリング報告書の利用者同意署名については、郵送のやりとりによって対応してください。

(2) 本市以外の利用者

各支給決定市区町村にご確認ください。

(3) 本措置の適用期間

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応が必要となった時から収束までの期間。過去に新型コロナウイルス感染症の関連で対応し、本通知のとおり実施していた場合は、遡って請求することが可能です。ただし、その場合は本通知のとおり、記録を整備する等、所定の手続きを行ってください。

本措置の適用期間の終了については、別途通知するものとします。

(4) 新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省通知

下記厚生労働省HPに掲載されていますので、ご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

厚生労働省＞福祉・介護＞障害者福祉＞障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

(担当)

〒260-0026

千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階

千葉市保健福祉局高齢障害部 障害福祉サービス課 地域支援班

TEL : 043-245-5228

FAX : 043-245-5630

E-mail : shogai Fukushi.HWS@city.chiba.lg.jp